

高岡市立福岡小学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は福岡小学校同窓会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り母校の発展に寄与するものとする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を福岡小学校に置く。

(会員)

第4条 本会は次の者で(以下「会員」という。)組織する。

- 1 名誉会員 理事会で推薦し、総会で承認された者
- 2 特別会員 (1) 福岡小学校の現職員及び旧職員
(2) 福岡小学校の卒業生以外の福岡小学校PTA会長
- 3 正会員 福岡小学校の卒業生
- 4 準会員 福岡小学校の在校生
- 5 賛助会員 本会に貢献があり、理事会で推薦し、会長が認めた個人及び団体

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 役員による定期的な情報交換
- 2 本会の目的達成のための事業

第2章 組織

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 若干名
- 4 顧問 福岡小学校校長、若干名(会長指名)
- 5 監事 2名
- 6 会計 事務局(福岡小学校教頭)

(幹事)

第7条 本会に役員その他、幹事を置く。なお幹事は次に掲げる者とする。

- (1) 各卒業年度より若干名
- (2) 本校卒業生以外のPTA会長等経験者であって、理事会で承認を得た者

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 会長 理事会で推薦し総会で承認
- (2) 副会長 会長が指名し理事会で承認
- (3) 理事 幹事の中から会長が委嘱
- (4) 監事 理事会で選出し総会で承認

(役員及び幹事の任期)

第9条 各役員及び幹事の任期は次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし最長で3期までとする。
- (2) 会長以外の役員及び幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 会長が任期途中で辞任した場合の後任の任期については、その辞任した日の翌日から前任の任期満了の日までとする。
- (4) 他の役員及び幹事の任期途中の辞任について後任者は、前任者の残任期間を務めるものとする。

(役員の仕事)

第10条 各役員の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し会を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し会長に事故ある時は代行する。
- (3) 理事 本会の会則、事業、会計及びその他必要な案件について協議する。
- (4) 監事 本会の事業及び会計について監査をし、意見を述べる。
- (5) 顧問 本会の各種会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る。

(幹事の仕事)

第11条 幹事は必要に応じ各卒業年度の正会員間に係る連絡調整等を担当する。

第3章 機関

(会議)

第12条 本会に次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 臨時総会
- 3 理事会
- 4 幹事会
- 5 監事会

(会の開催要項)

第13条 各会の開催要項を次に定める。

- 1 総会 最高議決機関とし、会則、役員人事、事業実績、事業計画、決算、予算及びその他必要な事項について審議並びに承認及び裁決を行う。
 - (1) 総会は出席会員の過半数により決するものとする。

- (2) 総会の告知は、福岡小学校ホームページ等によるものとする。
- (3) 総会の議長は理事の中から会長が指名する。
- 2 臨時総会 理事会が必要と認めた場合に開催し、裁決等については前項のとおりとする。
- 3 理事会 会長が招集し第10条第1項第3号に規定する案件について協議する。
 - (1) 理事会で協議すべき案件の方針は出席理事の過半数により決する。
 - (2) 出席理事会における議長は理事の中から毎回会長が指名する。
- 4 幹事会 本会の事業計画遂行のために必要に応じて会長が招集する。
- 5 監事会 本会の事業及び会計について年1回監査し理事会及び総会に報告する。

第4章 会計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第15条 本会の予算は会費、寄付金、その他の収入による。

1 準会員は卒業年度に入会金 1,000 円を納め正会員となる。

2 本会に役員年会費を次に定める。

- (1) 会長 2,500円
- (2) 副会長 1,500円
- (3) 理事 1,000 円
- (4) 監事 1,000 円

3 寄付金

4 その他の収入については理事会で協議する。

第5章 慶弔

(慶弔)

第16条 本会の慶弔規定については別に定めるものとする。

第6章 改正

(会則の改正)

第17条 本会の会則の改正に当たっては、理事会が総会に提案し直近に予定される総会出席者の過半数により決する。

(規定の改正)

第18条 本会の規定の改正に当たっては、理事会で決し、総会に報告する。

【附則】

(施行期日)

1 本会則は、平成 29 年 11 月 19 日から施行する。

(改正)

1 第15条第2項を改定 令和5年6月19日から施行する。

高岡市立福岡小学校同窓会慶弔規定

第1章 慶弔

(弔意)

第1条 本会員の弔意については次のとおり定める。

- (1) 役員死亡の場合 香典 10,000円
- (2) 在校生死亡の場合 香典 10,000円
- (3) その他特別な事情が生じた場合には、会長、副会長で協議して定める。
- (4) 第1号から第3号に定める弔慰金等については予算の範囲内で執行するものとする。

(慶事)

第2条 在校生の努力の顕彰について次に定める

- (1) 在校生の一定の努力についての応援は、理事会で協議して定める。
- (2) 会員個人の慶事については理事会で協議して定める。
- (3) 第1号及び第2号に定める顕彰等については予算の範囲内で執行するものとする。

【附則】

(施行期日)

- 1 本規定は、平成 29 年 11 月 19 日から施行する。